

建設工事請負一般競争入札公告

社会福祉法人 秩父正峰会の発注する「特別養護老人ホーム桜の園 新築工事」について、下記のとおり一般競争入札を行うので公告いたします。

令和 元 年 7 月 31 日
社会福祉法人 秩父正峰会
理事長 吉田 廣文（公印略）

1. 工事概要

- (1) 工事名称 (仮称)特別養護老人ホーム桜の園 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県秩父市和泉町17番18番 他地内
- (3) 工事種別 新築
- (4) 工事内容 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、外構工事
- (5) 工事期間 契約締結日から令和2年9月30日まで（予定）
(諸官庁検査済証取得含む)
- (6) 建物概要 用途：特別養護老人ホーム（62床）
構造：木造 地上1階建て
延床面積：2,940.30㎡
建築面積：2,946.40㎡
※面積は今後の事務手続きにより若干変更される可能性があります。
- (7) 発注者 社会福祉法人 秩父正峰会
〒369-1911 埼玉県秩父市荒川鬻川 1088 番地
- (8) 監理者 株式会社 江田設計
〒368-0056 埼玉県秩父市寺尾 2060-22

2. 入札日時等

- (1) 入札日時 令和元年9月6日（金） 午前10時より
- (2) 入札場所 社会福祉法人秩父正峰会 楓の森 会議室（後日、ご案内致します）
- (3) 入札方法 一般競争入札（入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函。入札後即開札）
- (4) 最低制限価格 有（非公表）
- (5) 予定価格 非公表
- (6) 入札保証金 免除

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者は除く。
- (3) 平成31・32年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（建設工事）に登録されてい

る単体業者で、直近の評価等が次の条件を満たしていること。

- ① 建築業種の格付がAランク以上であること。
- ② 埼玉県内の、飯能、東松山、秩父、本庄、熊谷のいずれかの県土整備事務所管内に本店登録があること。
- (4) 開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準とする経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。ただし、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記（2）ただし書きに該当する者にあつては、手続き開始決定日以降のものであること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県及び県内自治体の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 建設業の許可を有すること。
- (8) 過去に国、県の社会福祉施設整備費補助を受けた福祉施設の工事請負金額が1億円（税抜き）以上の建築工事の実績が2件以上あること。
- (9) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと（当該企業と親子関係の企業も含む）。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 申請書の配布 下記のメールアドレスにご請求下さい。

E-mail: sakura-8@chichibu.ne.jp 担当：浅香

※件名に「入札参加資格確認申請書送付依頼」と記入のこと。

- (2) 受付期間 公告日から令和元年8月8日までに参加申込をすること。（土日祝日は除く）

- (3) 受付時間 午前10時から午後5時まで

- (4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（書式あり、下記（6）宛配布請求のこと）

イ 会社案内・会社経歴書・建設業の許可証の写し

ウ 平成31・32年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び経営事項審査の結果を証する書類の写し

エ 整備補助金を受けた福祉施設の施工実績（件名、金額、工期等）を証する契約書の写し

オ 管理技術者を証する資格証の写し

*提出された書類は、返却致しません。

- (5) 提出方法 持参あるいは郵送（持参・郵送共に事前連絡必須）

- (6) 提出・問合せ先

社会福祉法人秩父正峰会 担当：浅香

〒369-1901 埼玉県秩父市大滝166番地

TEL: 0494-54-2215（代） / FAX: 0494-54-2150

E-mail: sakura-8@chichibu.ne.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全ての申請者に参加資格の有無について書面にて通知を行う。

- (2) 入札参加資格有り確認された業者には設計図書等、入札書類書式一式、図面・仕様書 (CD-ROM) を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする)。
- (3) 配布した図面・仕様書 (CD-ROM) は入札日に持参し、返却するものとする。

6. 入札日程等

- (1) 公 告 日 令和 元年 7月31日 (水)
- (2) 応募締切り日時 令和 元年 8月 8日 (木) 午後5時まで (必着)
- (3) 設計図書等配布日 令和 元年 8月 9日 (金)
- (4) 質疑書提出日時 令和 元年 8月19日 (月) 午後5時まで
※質問はEメールにて送信すること。(電話、FAXの質問は不可とする。)
※質疑がない場合でも、質疑書式に「質疑なし」と書込み送信すること。
- (5) 質疑書回答日時 令和 元年 8月23日 (金)
※回答は全ての入札参加者決定業者にEメールにて送信します。

7. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は1回のみとする。)ただし、初回入札において最低制限価格を下回った者を除く。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
① 最低価格で入札した者(ただし、最低制限価格を下回った者を除く。)に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面とし事業者及び業者が署名(捺印)すること。

- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (5) 初回入札に参加する者の数が1社のみである場合も入札は執行する。
- (6) 上記(5)によっても落札者がいない場合は、(3)の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

8. 入札に当たっての注意事項

(1) 入札書に記載する金額に関して

落札決定にあたっては、入札書に掲載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 次の各号に該当する入札は、これを無効とします。

- ① 入札に参加する者に必要な資格がないものが入札した場合。
- ② 入札者の記名押印の無い場合。
- ③ 1つの入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出された場合。
- ④ 金額が不明確な場合。

(3) 入札日時までに参加がない場合は棄権とします。

(4) 設計図書及び図面等は入札前に返却してください。

(5) 入札者が談合等の明らかな不正行為があったと認められる場合は、入札は無効となりますのでこのような疑惑を招くことのないように注意してください。

9. 契約方法・支払い方法について等

(1) 様式契約に関する細目は、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準ずる。

(2) 契約保証金の徴収は免除する。

(3) 工事履行保証保険契約（工事請負額の10分の1以上の金額を保証する保険）を締結するものとする。

(4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合にはこれに従うこと。

(5) 本法人から契約締結の申し出を受けた後、1週間以内に契約の締結が出来ない場合は、本法人は相手方に契約の意思がないものと見なし、2番目に低価格で入札した業者と契約することができるものとする。

(6) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及び県内自治体の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

(7) 請負代金の支払い時期に関しては、埼玉県の特別養護老人ホーム等整備事業費補助金の交付時期並びに独立行政法人福祉医療機構等からの借入金の交付時期に沿い、契約締結時20%、完成引渡時に残金を支払うこととする。

(8) 落札した場合、建設業法第22条に規定する一括下請負を禁止します。

(9) 近隣に影響の無いよう請負業者側で駐車場、現場事務所等の土地の確保をすること。

10. この公告に関する問い合わせ先

社会福祉法人秩父正峰会 担当：浅香

〒369-1901 埼玉県秩父市大滝 166 番地

TEL: 0494-54-2215 (代) / FAX: 0494-54-2150

E-mail: sakura-8@chichibu.ne.jp